

水栓番号

第

号

年 月 日

三原市水道事業

三原市長 様

申込者（給水装置の所有者）

住 所

フリガナ
氏 名

印

連絡先 ()

※ 個人が手書きしない場合及び法人又は個人事業者の場合は、記名押印してください。

貯水槽水道以降のメーター設置条件承諾書

（各戸メーターの設置）

私は、貯水槽水道（以下「受水槽等」という。）以降に各戸メーターを設置するにあたり、下記の条件を承諾します。

| | | | |
|----------|-------------|----|---------------------------------|
| 給水装置設置場所 | 三原市 | | |
| 建物の名称 | | | |
| 設備管理責任者 | フリガナ 氏 名 | | |
| 貸与メーター | 親 | 口径 | φ mm×1個 |
| | 子 | 口径 | φ 13mm× 個, φ 20mm× 個, φ 25mm× 個 |

記

受水槽等以降装置の維持管理及び水質に関する責任の一切を申込者（所有者）又は使用者が負うとともに、必要の都度、定期又は随時点検を行い、メーターの管理及び計量に支障がなく、かつ水が汚染され又は漏れることのないように努めます。なお、受水槽等以降装置において漏水が発生した場合は、その漏水により管理者に与えた損害は、申込者又は使用者が負担します。また、メーターを亡失又はき損したときは、損害額を賠償します。

1 受水槽等の工事施行手続

受水槽等以降に各戸メーター（以下「子メーター」という。）を設置しようとするときは、事前に管理者と協議し、管理者が別に定める基準に適合するよう設計し、承認を得た後に指定工事業者が当該工事を施工すること。

2 受水槽等の変更等の工事

当該工事の完了後において、増設、変更、撤去等の工事を施行しようとする場合は、改めて前項に定める手続を行うこと。

3 給水形態

加圧装置を使用したポンプ直送給水構造又は自然流下給水構造のものとし、かつ井戸水、その他の水と混合しないものであること。

4 受水槽等の維持管理

(1) 受水槽等により供給される水の水質等の維持管理を行うため、設備管理責任者を選定し、本承諾書の提出と同時に管理者へ届け出ること。なお、変更が生じたときも届け出ること。

(2) 設備管理責任者は、前号に定める維持管理を行うとともに、給水制限、事故発生時及び水道施設の工事等に伴う一時的な断水の連絡を受けたときは、これに協力し、加圧装置の空転等の事故が発生しないよう適切な処置を講ずること。

(3) 第 1 項に定める設備管理責任者に変更が生じたときは、遅延なく管理者へ届け出ること。

5 受水槽等の清掃

(1) 受水槽等の清掃、取替作業等を行う場合は、事前に管理者へ報告しなければならない。

(2) 管理者は、前号の作業等に使用される計量されない水について、使用水量を認定し、水道料金等を算定のうえ申込者からこれを徴収する。

(3) 前 2 号に定める届出及び水道料金等の支払いについて、第三者に委託することができる。

6 メーター設置環境及び保護

(1) メーター損傷の危険がなく、かつメーターが水平に取付けられる構造であること。

(2) メーターボックス又はメーター室は、漏水やメーター取外し時の戻り水等による被害を防止するため、防水、排水の措置が講じられていること。

(3) メーターの取替え及び検針、止水栓操作等の作業が容易に行えるものであること。なお、パイプシャフト内への設置については、底面に固定するとともに、その位置は最前面とすること。

(4) メーターの取替え及び検針作業等に支障のないよう、常にメーターの設置場所を点検整備し、同作業において、保護設備、保温材の取替え、補修等の必要性を管理者が認め、申込者（所有者）又は使用者に改善命令を出したときは、この命令を遵守し、申込者又は使用者の負担において速やかに取替え、補修等を行わなければならない。

(5) 自動施錠装置付（オートロック式）の建物の場合であって、これ以降に子メーターを設置するときは、子メーターの取替え及び検針作業等が支障なく行えるよう措置を講ずること。

7 新規加入分担金

(1) 三原市水道事業給水条例（条例第 255 号）に基づく新規加入分担金（以下「加入金」という。）を、子メーターの口径の区分に従い算定し、その合計額を工事申込みの際納付しなければならない。

(2) 何らかの理由により、受水槽等の上流側に設置する一括メーター（以下「親メーター」という。）により計量することとなった場合、このメーターに係る加入金の額が、既設の子メーターの口径に係る加入金の合計額を超えるときは、その差額に相当する額を管理者が指定する期日までに納付しなければならない。なお、この場合において、既納の加入金は還付しない。

8 使用水量の計量

受水槽等の使用水量は、子メーターにより計量する。ただし、何らかの理由により、本設置条件に適合しなくなった場合は、親メーターにより計量するものとする。

9 水道料金等の算定及び徴収

(1) 前項により計量した使用水量に係る水道料金の算定は、三原市水道事業給水条例（条例第 255 号）に定めるところによる。

(2) 前号の水道料金は、子メーターの使用者から徴収する。

(3) 公共下水道又は漁業集落排水処理施設を使用している場合は、三原市下水道条例（条例第 232 号）又は三原市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例（条例第 213 号）に基づき算定する使用料は、子メーターの使用者から徴収する。

10 立入調査及び検査

(1) 管理者が受水槽等の立入調査又は検査が必要と認めたときは、これを了承し、誠意をもってこれに協力しなければならない。

(2) 前号の結果により、管理者から受水槽等の改善を要求されたときは、これを遵守し、申込者の負担において、速やかに適切な処置を講じなければならない。また、改善要求事項については、指定期間内に完全に履行すること。

11 許可条件違反又は許可の取消し

(1) 管理者は、この許可条件に違反又は履行が不可能となったときは、申込者又は使用者に対し、期限を附して改善を要求することができる。

(2) 管理者は、前号に定める改善事項について期限までに履行しないときは、許可を取り消すことができる。

(3) 管理者は、前号により許可を取り消したときは、既設の子メーターを撤去する。なお、これに要する費用は、申込者の負担とする。

12 損害及び紛争の解決

受水槽等（メーターを含む。）に起因して事故が発生し、申込者又は使用者若しくは第三者に損害を与えた場合又は紛争が生じたときは、すべて申込者が責任をもって処理すること。なお、これに要した費用は、申込者（所有者）の負担とする。

13 所有者の変更

受水槽等の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に継承するとともに、新所有者（建物の区分所有者等に関する法律（法律第 69 号）の適用を受ける建物であるときは、区分所有者から選任された管理者又は管理組合に限る。）に対し、これらの装置が条件付きのものであることを熟知させます。また、管理者へ所有者の変更届及び承諾書を提出させること。

14 その他準拠すべき法令等

この許可条件に定めのない事項については、関係法令、条例、施行規程等の定めに基づき準ずること。

上記の条件を使用者に周知徹底させ、装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、管理者に一切迷惑をかけません。